

陳述書

東京高等裁判所 民事部 御中

令和6年 1月15日

(住所)

(氏名)

1. はじめに

私は、大学大学院医学研究院の准教授として病原細菌制御学、主に腸管出血性大腸菌の研究や講義を行っています。他方、私は機械・装置の専門家ではなく、噴霧乾燥器を扱った経験はありません。

また、私は法律の専門家ではありませんので、外国為替及び外国貿易法及び同法に基づく政省令による輸出規制（以下、「本件法令」といいます。）や、その法解釈について専門的知見を有するものではなく、研究や講義で取り扱ったことはありません。国際的な輸出管理レジームであるオーストラリアグループについても、知見を有しません。

平成29年秋ころから、警視庁の警部補（以下、「刑事」といいます。）が私の研究室に何度か来訪され、面談をしたことがあります。ただし、事件の捜査の目的とは聞いていませんでした。

今般、本件訴訟における大川原化工機株式会社らの代理人より、刑事が私から聴取した内容を記載したとされる平成29年11月24日付け聴取結果報告書（本件訴訟において丙A146号証として提出されているもの。以下、「本報告書」といいます。）の提示を受け、その内容を拝見しました。私はこれまで本報告書の存在を知らず、警視庁の方から、記載内容に間違いがないかの確認の連絡を受けたことはありませんでした。拝見したところ、私の考えと異なる点、私からお話したものでない点がありましたので、説明いたします。

2. 聴取結果の柱書き（本報告書2頁）について

本報告書の「聴取結果」の柱書には、私から、病原性細菌の性質や危険性のほか、経産省の定める本件法令の解釈について回答を得たと記載されていますが、私が刑事から求められて説明したのは、私の専門領域である病原性細菌の性質及びその危険性に関するも

のだけです。私は、そもそも本件法令に関する知識は有しておりませんでしたので、私から本件法令の解釈を述べることはあり得ません。私は、■■■■ 刑事が本件法令について説明するの聞きながら相槌を打っていた程度で、私自身が法解釈について何らかの説明や回答を行ったことはありません。

3. 聴取結果（1）（本報告書2頁）について

この部分は、私の認識との齟齬はなく、■■■■ 刑事との会話の中で、実際にお話していると思います。

4. 聴取結果（2）（本報告書2頁～3頁）について

この部分は、細菌に関する基本的な知識であり、私の認識との齟齬はなく、■■■■ 刑事との会話の中で、実際にお話していると思います。警視庁から依頼を受けて行った実験の結果についても認識に齟齬はありません。

5. 聴取結果（3）（本報告書3頁～4頁）について

この部分は、腸管出血性大腸菌に関する基本的な知識であり、大筋において私の認識との齟齬はなく、■■■■ 刑事との会話の中で、実際にお話していると思います。ただし、「省令第2条の2第1項第二号」に腸管出血性大腸菌が列挙されているというのは、私の知識ではありません。■■■■ 刑事が私に示したリストの中に腸管出血性大腸菌が列挙されているのを確認した程度です。

6. 聴取結果（4）（本報告書4頁～5頁）について

この部分は、ペスト菌に関する基本的な知識であり、大筋において私の認識との齟齬はなく、■■■■ 刑事との会話の中で、実際にお話していると思います。ただし、「省令第2条の2第1項第二号」にペスト菌が列挙されているのは私の知識でなく、■■■■ 刑事が私に示したリストの中に腸管出血性大腸菌が列挙されているのを確認したという程度です。

7. 聴取結果（5）（本報告書5頁～6頁）について

この部分は、私からお話したことはありません。私は噴霧乾燥器について専門的知見を有しませんから、噴霧乾燥器で細菌を粒子化した場合の平均粒子径について私の知見としてお話しすることはあり得ません。■■■■ 刑事の説明を受けて、私が相槌を打った可能性はありますが、仮に私が■■■■ 刑事の説明を否定しなかったとしても、私自身の見解として話したことにされるのは心外です。

8. 聴取結果（6）（本報告書6頁～7頁）について

この部分も、私からお話したことはありません。私は本件法令について知識を有してお

りませんでしたので、本件法令の趣旨や解釈を私からお話することはありません。

具体的にいきますと、まず、「定置した状態」の解釈について私からお話をしたことはありません。次に、「滅菌又は殺菌」は、滅菌については微生物学上定義がある用語であるのに対し、殺菌は菌を殺すという行為を指す用語に過ぎず、微生物学上の定義はありません。従って、何をもって殺菌を呼ぶのかについて私から説明をするはずがありません。

本件省令の意味・解釈について説明をしていたのは[]刑事で、私はそれを聞きながら相槌を打っていただけです。本件法令を知らない私から説明をするはずがありませんし、今となっては、[]刑事の説明内容が本報告書のこの部分に記載された内容と同じであったのかも、私には記憶がありません。

9. 聴取結果の結論部分（本報告書7頁）について

本報告書には、結論として、「生物兵器となり得る大腸菌やペスト菌を生きのまま粉体化することが可能な噴霧乾燥器であれば、装置内部を100度の高温状態にすることをもって定置した状態でそれらの細菌を死滅させることができるため、輸出規制貨物に該当すると判断します。」と書かれています。

しかし、上記のとおり私は本件法令やその解釈について専門的知見を有しませんから、輸出規制貨物に該当するか否かの判断を示すことなどそもそもできませんし、噴霧乾燥器の内部を「100度の高温状態にする」ことができるかどうか分かりませんから、私がこのようなことを説明するはずがありません。

以上のとおり、本報告書は、私の専門外である本件法令の解釈について私が意見を述べ、噴霧乾燥器の該非の判定基準を示したような記述がなされていますが、病原性細菌の性質や危険性に関する記述以外は、私の見解を示すものではありません。

以上